

認定校登録申込書 兼 同意書

一般社団法人 日本栄養睡眠改善協会 殿

私（当校）は、下記の内容を確認・同意し、貴協会の認定校制度に申し込みをいたします。

1. (目的)

本「認定校登録申込書兼同意書」（以下、「本同意書」といいます。）は、一般社団法人日本栄養睡眠改善協会（以下、「当協会」といいます。）と当協会の認定校制度に申し込みをする者との間について、必要な事項を定めることを目的とします。

2. (特典)

認定校制度に申し込み、当協会によって認定校に登録された者は（以下、「登録認定校」といいます。）、以下の特典を得られます。

- (1) 登録認定校の在校生は、当協会の主催する「栄養睡眠改善トレーナー養成講座」（以下、「本講座」といいます。）を割引価格で受講することができます。
- (2) 本講座に 10 名以上参加者が集まった場合には、登録認定校に当協会より講師が出向き、本講座を開講させることができます。
- (3) 登録認定校に在職中の教職員は、無料で本講座を受講することができます。

3. (実施行為)

登録認定校は、以下のことを当協会の為に実施することに同意します。

- (1) 最低 2 か所、生徒に見てもらえる場所に当協会のポスターを掲示すること。
- (2) 10 人以上集まり、認定校内での講座開催を希望する場合、会場を無償提供すること。

4. (割引適用の告知)

登録認定校の在校生個人による当協会主催の講座の受講申し込みへの割引適用を告知するため、当協会のホームページや書面に申し込み者名を「登録認定校」または「認定校」として記載します。

5. (有効期限)

本同意書の有効期限は申込日より 3 年間とし、有効期限の 3 か月前までに両者より何ら本申し込みを解除するとの申し出がない場合、同条件で本申し込みは継続するものとします。

6. (解除)

登録認定校が本同意書に規定する条件に違反したとき、本同意書に基づく効力は終了するものとします。

7. (変更)

当協会は、本同意書に規定する条項をやむをえず変更することがあり、変更する場合には登録認定校に事前に告知するものとします。一定の告知期間ののちに変更が有効になった後で登録認定校が異議を述べずに認定校制度の利用を継続した場合、登録認定校は新しい条件に同意したものとします。ただし、その場合でも、登録認定校に当協会から金銭的な支払いを求める変更は一切ないものとします。

8. (管轄)

登録認定校と当協会との間で本同意書に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

9. (協議)

本申し込みに関してトラブルが発生した場合には、両者は協議のうえ、トラブルの解決に向けて協力するものとします。

平成 年 月 日

申込（同意）者：

住所

氏名

印